

第十一回シンポジウム

「宗教と社会問題の〈あいだ〉」

オリエンテーション

ロバート・キサラ
Robert KISALA

今回のシンポジウムの由来は、言うまでもなく、7年前にオウム真理教が起こした地下鉄サリン事件である。一般の言説に「宗教テロ」という言葉を導入したこの事件が引き起こした帰結は多岐にわたる。宗教団体への懸念の増大、保安秩序についての自信の喪失、法律の改正や整理、国家の危機対策・公安体制の再検討、オウム信者への懸念と彼らの「救済」、宗教学の役割への問いかけ、「カルト」や「マインド・コントロール」という輸入概念の普及など、これらの帰結が日本社会、特に日本の宗教事情や宗教学者の環境を大きく変えた。宗教学者にとって、オウム事件をはじめとする「宗教問題」が避けて通れない課題の一つとなった。25年あまり宗教研究や宗教間対話に携わってきた南山宗教文化研究所にとっても同様であろう。

この2年間、南山宗教文化研究所はこうした「宗教問題」と取り組んでいる弁護士、ジャーナリスト、宗教学者を招いて、社会問題化された宗教について考え、研究および対話の分野で私たちにどのような貢献ができるか、その可能性を模索しようとしてきた。このシンポジウムは、これまで研究所が取り組んできた「対話」と同様、その模索の到達点ではなくその途中の一つの通過点と考えたほうがよいであろう。

オウム事件は日本の宗教および宗教学を取り巻く状況を変えただけでなく、世界各地にも波紋を投げかけた。また、逆に問題視された宗教に関して外国で、特に欧米で行われている議論・討論が日本の事情にもかなりの影響を与えている。「カルト」や「マインド・コントロール」という外来語自体が何よりもその影響を示すであろう。グローバリゼーションという概念で世界各地の諸現象の影響や意義がますます認

識されるようになって現在の、まずここでその背景、このシンポジウムで論じるものの国際的なコンテクストの概要を提示することを試みたい。

「カルト」の由来

マスメディアなどのなかだけでなく、国内では宗教学の概念として使われるようになって「カルト」という言葉は、漠然と「社会問題になっている宗教」という意味で認識されているようである。この用語は20世紀前半から宗教における特定のカテゴリーとして使用されるようになり、それ以降その定義を定めるいくつか重要な試みがみられる。「カルト」研究を専門とする J. Gordon Melton はその定義の展開をたどるとき、まず1920年代にさかのぼり二種類の意味を認識する¹。一つは Ernst Troeltsch の有名なチャーチ・セクトの類型論の訂正版であり、公認された、あるいはある地域の主要な宗教に対抗する比較的の小規模の宗教教団としてセクトと似ているが、セクトと異なってその主要な宗教と同じ伝統の中にあるものではなく、外から来た全く違う宗教伝統をもつ教団がカルトと定義されていた。たとえば、キリスト教を主要な宗教伝統とするアメリカでは、東洋宗教にかなり影響されている神智学協会、クリスチャン・サイエンス、ヴェーダンタ協会などが「カルト」と呼ばれる。

このような記述的な使用法と対照的にもう一ついわゆる規範的な意味がほぼ同時代に「カルト」につけ加えられている。Jan Karel van Baalen の著作がこの第二の用法を代表するものであるが、そこで「カルト」は「本当の宗教」、つまり「キリスト教」、もっと正確に言えば Van Baalen の理論では神の恵みのみによる救い 日本の宗教用

語を使えば「他力」による救済 を説くキリスト教以外のすべての宗教に当てはまる概念である。

周知の通り、「カルト」教団が特に注目されるようになり、マスメディアの関心となったのは1960年代のアメリカであった。この時期に、Melton が指摘する二種類（記述的と規範的）の意味での「カルト」の使用法が確認できる。1965年のアメリカの移民法の改正によって、19世紀から制限されていたアジアからの移民の数が緩和され、移民とともに、アメリカの主流の宗教と異なった伝統をもつさまざまな「カルト」が特にアメリカの西海岸に登場した。同時にキリスト教に基盤をもちながら非正統的な様相をもっている（と見なされた）教団が反体制の運動家を中心に若い人を集め、そのために注目されるようになった。彼らの教団はその「非正統的」な様相のゆえに、Van Baalen の言う規範的な意味で「カルト」と呼ばれるようになり、そしてこの規範的な使用がこの「非正統的」な宗教に入信した若者の親族を中心とする反カルト運動、脱カルト運動の活動によってだんだんと有力的になってくる。

1978年の人民寺院の集団自殺以来、「カルト」は危険で、反社会的だといった意味合いが強まり、不幸にも変な宗教に入ってしまった若者の親族という個人の問題にとどまらず、これらの教団の存在は社会問題として見なされるようになった。組織化された反カルトのグループは、専門家と協力して「カルト」の特徴 独裁的な指導者、隔離生活、終末論的思想の存在、正体を隠して行う勧誘、何よりも洗脳あるいはマインド・コントロールの使用 を描こうとした。一方、「カルト」とされた教団が自らを擁護するために積極的に宗教学者と連絡

をとったり、名誉毀損の訴訟を起こしたりしていた。この闘争のなかで、反カルトの主張を受け入れない学者はカルト護教者、カルト弁明者と呼ばれたり、かなり激しい論争を行うことを余儀なくされたりした。結局、裁判所での判決によってこの論争に一応の決着がついた。すなわち、両方の側の学者が専門家として裁判所からの要請に応じ、学問としてのコンセンサスを形成するために複数の学会がそれぞれこの問題を検討し正式の見解を示すことになった。結果として宗教学の諸学会だけではなく、心理学を含む社会科学者の組織では特定のカテゴリーとしての「カルト」、または特定の技術としての「マインド・コントロール」は認識できないという判断を下した。ここで、特に重要なのは1987年にアメリカ心理学会が下した洗脳は科学的に論証することができないという決定であった。これ以降、アメリカの裁判所は概して「カルト」を規定する洗脳やマインド・コントロールについての証言を受け入れないようになった。しかし、反カルト運動に決定的な打撃を与えたのは彼らが強制的に脱カルト・脱マインド・コントロールをはかった人たちと関係をもったことであった。拉致・監禁された信者の訴訟によって賠償の支払いが命じられ、1996年には規模や影響力から言ってもっとも有力な反カルトグループ Cult Awareness Network (CAN) の自己破産した。

こうしてアメリカにおける「カルト」論争は1990年代半ばまでに反カルト運動の敗北でほぼ決着した。しかしながら、すでに1970年代から反カルト活動家や組織化された反カルト運動は欧米各国で、同じように問題視された宗教団体に入っている若者の親族グループと連絡をとったり、あるいは出版活動を通して「カルト」教団の危険性

を一般市民に訴えていた。こうして、アメリカでの法的な敗北にもかかわらず国際的な運動となったこの反カルト運動は消滅するどころか、国・地域によっては未だにかなりの勢力を持っている。これから簡単にその国際的な展開を見ることにする。

国際的反カルト運動

反カルト運動は北米・ヨーロッパのほとんどの国に存在しており、または現在の中国のように、その運動が成立していなくても反カルト的な言説・理論が優勢と見られているところもある。ここではいくつかの例をあげて、各国においてこの運動がどのように受け入れられているかを検討してみよう。

アメリカ文化との間で複雑な関係を持つカナダでは、反カルト運動とその言説は大きな影響力をもっていないように見られる。さきに述べたカルトの規範的な定義を一般化したVan Baalen は実はカナダ人のキリスト教牧師であったが、彼は正当なキリスト教とそれ以外の宗教との区別をつけてはいたが、他宗教の信者に対しては割りりと寛容であったようである²。おそらくこれが「カルト」教団に対する現代の多くのカナダ人の態度をあらかじめ示していたということがいえるであろう。すなわち、1978年の人民寺院事件以来「カルト」がカナダでも注目され、1980年に統一協会の元信者の本が出版され一時的に話題になったこともあったが、1980年代前半にはこの反カルト感情は冷めていった。1994年にはカナダとスイスの両国で太陽寺院事件が起こったにもかかわらず、マスメディアでは反カルトの言説よりも一貫して信教の自由の大切さが主張されているようである³。

イギリスでの反カルト状況はカナダほど

明瞭ではない。世間を騒がせることを好むイギリスの新聞などでは「カルト」についての記事がたびたび見られ、裁判所および政府によって「カルト」や「カルト」信者に対して不都合な判決・決定が下されたこともあった。しかし、反カルト運動の一方的な情報に対してこれらの宗教に関する客観的な情報を収集し伝達するために、1988年にINFORM（Information Network Focus on Religious Movements）が政府と既成宗教諸教団の協力によって設立された。以後このネットワークは毎年千件以上の問い合わせに答え、小冊子の刊行およびセミナーの開催によって積極的に問題視された宗教に関する情報を提供している⁴。

フランスでは2001年5月にいわゆる「反カルト法」が成立されたことが示すように反カルト運動が優位な立場にある。1994年の太陽寺院事件はフランス社会に強い波紋を投げかけたが、それ以前にもこの国では反カルト感情および政府の反カルト活動が顕著であった。1970年代の後半には、反カルト活動家が、政府だけでなく既成宗教（特にカトリック教会）の支援をも受け、ADFI（Associations de Défense des Familles et de l'Individu）という組織を設立した。内務省から管理経営の援助を受けているこの反カルト運動はたびたび国会に報告書を提出し「カルト」教団について警告を流した。1980年代の半ば頃から、Opus Dei などカトリック教会内の組織がADFIによって「カルト」とされたことがきっかけとなり、カトリック教会は支援を控えるようになったが、政府との関係はますます密接なものになっているようである。1996年に、170以上のグループが国会での報告において「カルト」として認識され、翌年以降毎年総理府の機関である「カルトの全国観測所」が

「カルト」問題について報告し解決策を提案している。2001年の新法では特定の教団が「カルト」として指示されることはなく、また「カルト」の定義も定められていない。法案では「カルト」の中心的な特徴とされている洗脳、マインド・コントロールを意味する「心理的操作」が犯罪と定められたが、曖昧だとして批判され、最終的に「無知または（精神的な）弱さの詐欺的な悪用」となっている。

1994年以来、アメリカ政府は前述したようなフランスでの展開を「信教の自由への妨害」としてたびたび批判しているが、逆にフランスの政府機関やマスメディアはアメリカ政府への「カルト」の過剰な影響を指摘する。ドイツもアメリカ政府機関の批判的となっているが、ドイツの反カルト状況はまたフランスの状況とかなり異なる。ドイツでは、反カルト運動はいわゆる「被害者の会」という草の根運動よりもかなり組織化された運動となっている⁵。これらの運動のほとんどは既成宗教と関連していて、1970年代の後半から80年代前半にかけて政府機関から資金を提供されていたが、特定の宗教への援助としてこれは裁判所に禁じられた。それ以降、「カルト」についての情報を提供する独立した機関が成立し公的資金を受け取っている。また、1979年から連邦政府は社会問題になりうるいくつか特定の宗教教団を指定したが、宗教を禁止することは原則的に憲法違反に当たるとして避け、問題が出た場合には既存の法律で処理することを決めた。1979年の報告で指定された団体の一つがサイエントロジーであった。この教団は政府からの扱いを不当だと主張し、特に1990年代以降、外から、とりわけアメリカから圧力をかけようとしている。それに対して、ドイツ連邦の内務省は

1997年にサイエントロジーを監視の対象とした。

というわけで、反カルト運動の主張が受け入れられるかどうか、この運動が公的な政策に影響を及ぼすことができるかどうか、各国でかなりの差異が見られる。その差異を説明するためにいくつかの要因が考えられるが、これからそれらの要因について検討してみたい。

反カルト運動の「勝敗」の要因

Anson Shupe と David Bromley⁶ は、アメリカの反カルト運動の盛衰を以下のように説明する。まず、組織化することによって人材、資金などの財産を効率的に使用することができ、また出版活動、マスメディアなどを通して公的言説に影響を与えることができた。また、最初は特定の宗教的観点から「カルト」を批判した反カルトの活動家は、組織化する段階で特定の宗教から独立して、世俗化された組織へと変貌することになった。心理学者などの専門家と連帯することで反カルト運動の議論もある程度世俗化され、運動の対象となる「カルト」は宗教団体だけではなく、政治団体、教育団体、精神療法団体、商業団体にも当てはまると論じられるようになる。しかし、この世俗化は説得力をもっていなかったか、あるいは遅かったのかもしれない。というのも、Shupe と Bromley によるとアメリカにおける厳格な政教分離により反カルト運動は政府の機関から支援を得られず、主張を通すことができなかったからである。

こうして政教分離の原理はアメリカの反カルト運動の衰退を説明する一つの要因になりうるが、カナダやヨーロッパ諸国の現状がすべて同じ理由で説明できるとは言いがたいであろう。各々の状況の特徴を細

かく考えてみると複数の要因が認識できる。たとえば、カナダのように新しい宗教に対しての寛容性が高いところでは反カルト運動が根をおろすことは難しいように見える。フランスでは、社会の世俗化の過程が要因になると Daniele Hervieu-Leger が論じている⁷。すなわち、近代フランスでは国家に擁護されている信教の自由は個人の内的信仰で、それは理性的なものでなければならぬと一般に考えられている。そのために、内的にはイスラムを信じるのが擁護されているが、公共の場で頭にスカーフを巻くことは禁じられているし、また、カトリック教会の聖霊運動を含む「非理性的」な宗教から国家は市民を守る義務があると考えられている。ドイツの場合、政府の政策に対するサイエントロジーの行動そのものが、さらに政府の対策の強化につながったように見える。

各国の法制度、国民性、宗教の捉え方のほかに、複数の関係者の行動が反カルト運動の活動と言説の受け入れに影響している。国家、メディア、専門の学者、新しい宗教運動、既成教団、入信者の家族や親族、元信者、犠牲者（と自己認識している人）組織化された反カルト運動のすべてがこのドラマのキャストになっており、それぞれの目標、理想、責任、利益のために動いている。

シンポジウムで目指すもの

オウム事件とともにここまで述べてきた反カルト運動にかかわる国際的な状況がこのシンポジウムの背景にはある。ここで検討する概念や理論はオウム事件に対して初めて考え出されたものではなく、激しい闘いのなかで作り上げられてきたものであり、その闘いは決して終わっていない。しかしここでその闘いから一歩身を引いて改

めて治安の維持と信教の自由を含む人権の擁護のあいだ、多元主義と秩序のあいだ、寛容と真理のあいだに立って考えなければならない。

私たちが生きている社会状況はそのような あいだ で行われるはずの対話を容易にしてはいない。渡邊学が指摘するように、現在の日本では、「カルト」や「マインド・コントロール」という概念の有効性を疑問視することは非常識な行為と見なされている⁸。「カルト」に巻き込まれている人々を「救済」するためであれば拉致・監禁に値する行為も容認されている。明確に犯罪を犯した宗教団体だけではなく新宗教というカテゴリー全体、あるいは宗教そのものが問題視されており、その活動を監視・制限することが広く一般市民に支持されている。このシンポジウムについて考え始めたときに、「社会問題化された」宗教の信者もこの対話に招くべきではないかという提案もあったが、結局現在の状況ではそれは難しいであろうと判断した。

いわゆる「カルト」をめぐる論争ですでに多くの犠牲者が出ている。学問的な名誉が問われている人、裁判にかけられている人、子供・兄弟・配偶者が離れ離れになっている人、行動が規制されている人、殺害された人や身の危険を感じながら生きている人、何よりもこの問題と何の関係のなかったのに、ただ7年前のある朝地下鉄に乗っていて被害にあった多くの人々。対話を促すことは彼らの苦しみや怒りを無視するものではなく、それに答える一つの方法だと私たちは信じている。このシンポジウムがその対話に貢献できれば幸いである。

註

¹ J. Gordon Melton 1986, p. 4.

² Irving Hexham and Karla Poewe 1997, pp. 3-4.

³ Irving Hexham 2001, pp. 286-87.

⁴ Eileen Barker 2001, pp. 237-39.

⁵ Brigitte Schoen 2001, p. 271.

⁶ Anson Shupe and David Bromley 1994.

⁷ Daniele Hervieu-Leger 2001, p. 252.

⁸ Manabu Watanabe 2001, p. 98.

参考文献

Barker, Eileen, "General Overview of the 'Cult Scene' in Great Britain," *Nova Religio* 4 (2001): 235-39.

Hervieu-Leger, Daniele, "France's Obsession with the 'Sectarian Threat,'" *Nova Religio* 4 (2001): 248-57.

Hexham, Irving, "New Religions and the Anti-cult Movement in Canada," *Nova Religio* 4 (2001): 281-88.

Hexham, Irving and Karla Poewe, *New Religions as Global Culture: Making the Human Sacred*, Boulder, Colorado: Westview Press, 1997.

Melton, J. Gordon, *Encyclopedic Handbook of Cults in America*, New York: Garland Publishing Inc., 1986.

Schoen, Briggett, "New Religions in Germany: The Publicity of the Public Square," *Nova Religio* 4 (2001): 266-74.

Shupe, Anson and David Bromley, *Anti-Cult Movements in Cross-Cultural Perspective*, New York: Garland, 1994.

Watanabe, Manabu, "Opposition to Aum and the Rise of the 'Anti-Cult' Movement in Japan." In Robert Kisala and Mark Mullins, eds., *Religion and Social Crisis in Japan: Understanding Japanese Society through the Aum Affair*, Basingstoke: Palgrave, 2001, pp. 87-105.

ロバート・キサラ
本研究所第一種研究所員
本学人文学部教授